

令和7年度 一級建築士・二級建築士・木造建築士定期講習 対面方式用 受講要領

登録講習機関
公益財団法人 建築技術教育普及センター
登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士または二級建築士、木造建築士は、3年ごとに国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う一級建築士定期講習または二級建築士定期講習、木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受講することが義務付けられています。

1) 講習案内

(1) 講習の概要

- 当センターの建築士定期講習では、下記「講習の時間割」により一級建築士講習または二級建築士講習、木造建築士講習を合同で実施します。なお、講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。また、講義はDVDにより行います。
- DVD講習につきましては、会場でDVDを視聴の上、修了考査を受験します。
- 受講すべき講義の一部でも欠席した場合、修了考査を受験することはできません。
- 建築設計事務所の所属建築士ではない方については、受講義務はありません。
- 令和6年度より、インターネットによる受付のみとなります。

紙申込書による受付を希望する場合、受講希望日の講習を担当する各団体（各都道府県建築士会または建築士事務所協会）へお問合せください。各団体のお問合せ先については、本要領最終頁に記載しています。

■講習の時間割

項目	内容		時間
受講説明	・講習概要の説明、注意事項の説明		10分
講義	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目		5時間
修了考査 (テキスト参照可)	一級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 ・40問、正誤方式	1時間
	二級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物（法第3条に規定する建築物を除く）の設計及び工事監理に関する科目 ・35問、正誤方式	
	木造建築士	・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法第3条及び第3条の2に規定する建築物を除く）の設計及び工事監理に関する科目 ・30問、正誤方式	

(2) 受講手数料（テキスト代、消費税を含む。）

12,980円

- 一度納付された受講手数料は、当センターの責により受講できなかった場合を除き、返還しません。
- 申込内容の不備等により受講資格の確認ができない場合、受講手数料を返還します。

(3) 講習日及び講習地、講習実施時刻

- 希望する講習日及び講習地を選択してください。
- 講習の受付は申込順とします。一つの講習に受講希望者が集中した場合または極端に少ない場合、希望する講習日及び講習地で受講できない場合があります。
- 当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、講習を担当する建築士会または建築士事務所協会（以下「各団体」という）の受講案内により確認してください。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません）

(4) 修了者の発表

- 修了者の発表は、講習実施月の翌月末営業日を予定しています。
- 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。未修了の方についてもその旨を通知します。また、修了証につきましては、当センターのマイページよりダウンロードして頂きます。
- 当センターのホームページに修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を掲載します。
- 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に当センターのホームページに掲載します。

2) 受講申込

(1) 受講資格

一級建築士または二級建築士、木造建築士

(2) 申込方法

インターネット受付 (<https://www.jaeic.or.jp/gyomu/teiki/houshiki.html>)

(3) 申込に必要なもの

建築士免許証または建築士免許証明書（以下「建築士免許証」という）

- WEBカメラでの撮影またはファイル（jpg等）のアップロードが必要となります。
- 建築士免許証等を再交付申請中の場合、申請先の建築士会より発行される証明書を撮影またはアップロードしてください。

■複数の建築士免許をお持ちの方へのご案内

複数の建築士免許をお持ちの方は、申込時に全ての建築士免許証等の写しを提出することにより、一度に複数の建築士定期講習を申し込んだものとして取り扱います。建築士定期講習修了と判定された場合、建築士定期講習修了証が交付され、受講履歴についてはそれぞれの建築士名簿に登録されます。*複数の建築士免許をお持ちの方で他の建築士免許証の提出がない場合、未提出分については建築士名簿に受講履歴の登録がされないため、ご注意ください。

※複数の建築士免許証等を提出された場合であっても、受講手数料は12,980円（消費税込）となります。

(4) 申込に関する注意事項

- ① 申込内容に不備があるものは受付できません。
- ② 提出されたデータ（建築士免許証の画像等）についても、返還しません。
- ③ 車椅子を利用する方や介護などの措置が必要な方は、事前に各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）へご連絡ください。ただし、障がいの程度や会場の都合により希望する措置が受けられない場合があります。
- ④ コンビニエンスストア決済を選択後、3日以内に支払が行われない場合、申込情報が自動削除されるため、ご注意ください。（削除された場合、マイページ上で再度申込が必要となるため、ご自身のマイページをご確認ください。）

(5) 受講票

- ① 受講票は、受講者専用のマイページ上でダウンロードが可能です。
(連絡事項については、申込後ご登録のメールアドレス宛に送信されます。)

3) 受講申込後の変更等

- (1) 受講申込後に申込内容が変更になった場合、マイページ上から変更してください。

氏名変更：常時申請可

ただし、変更時期により修了証に反映されない場合もあるため、あらかじめご了承ください。

住所変更：講習日前日まで変更可

- (2) 講習日の変更

・講習日を変更する場合、変更期間があります。変更期間内の場合、マイページ上で変更が可能です。なお、変更可能な回数は当年度内5回までとなります。
・変更期間外で講習日の変更を希望する場合、その講習を実施する各団体へお問い合わせください。

- (3) 受講票の再発行

受講票を紛失した場合、講習会場で係員に顔写真付身分証明書（運転免許証等）を呈示して、その旨を伝えてください。受講票を再発行します。

4) 受講における注意事項

(1) 必ず携行するもの

受講票、筆記用具（HB黒鉛筆またはシャープペン、消しゴム）、身分証明書（原則として顔写真付きのもの）

(2) テキスト

テキストは講習日に講習会場で配付します。修了検査時も参照可能です。

※令和6年度より国土交通省編集別冊テキスト（紙製）の配布は廃止となりました。

※当センターHPにて開示中の「令和7年度 建築士定期講習テキスト 訂正表」については印刷物のみ持込を認めます。
スマートフォン等電子機器での参照は不可です。

(3) 在席の確認

講義及び修了検査中に在席しているか否か確認します。離席が一定時間を超える場合、欠席扱いとなります。

(4) 無線通信機器

講義及び修了検査中に携帯電話等の無線通信機器を使用することは禁止されています。電源を切りカバン等にしまってください。なお、修了検査時に携帯電話等の無線通信機器を使用した場合、不正行為とみなされますので、ご注意ください。

(5) 講習会場での飲食及び喫煙

飲食及び喫煙については、講習会場での案内や係員の指示に従ってください。

(6) 講習内容の録音及び撮影

講習内容の録音及び撮影は禁止されています。

(7) 講習会場へのアクセス

講習会場及びその周辺への自家用車等の駐車はできませんので、ご注意ください。電車やバス等の公共交通機関を利用して下さい。違法駐車で警察または講習会場の管理係等から撤去要請がある場合、講義時間または修了検査時間中に関わらず退室の上、当該車両を撤去するよう対応を依頼します。

※詳細は、受講希望日の講習を実施する各担当団体の受講案内等で確認してください。

(8) C P D実績の登録

「建築士定期講習」は、建築C P D情報提供制度の対象講習として認定されています。建築C P D情報提供制度、各建築士会C P D制度、J I A C P D制度、建築設備士関係団体C P D協議会、建築施工管理C P D制度、A P E Cエンジニア、A P E Cアーキテクトの参加者は受講することにより、C P D実績として自動的に登録されます。なお、自動的に登録されることを希望しない場合、当センターにご連絡ください。

7) 個人情報の取扱い

- ・建築士定期講習を修了した場合、入力された受講申込情報は国土交通大臣に提供され、修了者情報が建築士名簿に登録されます。
- ・入力された受講申込情報は、受講票の発行等建築士定期講習を円滑に実施するために利用します。また、当財団のデータベースに登録され、過去受講情報の照会、建築士定期講習の情報提供等に利用します。
- ・個人情報の取扱いについての詳細は、当財団の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」をご覧ください。
(https://www.jaeic.or.jp/other_info/jaeic-privacypolicy.html)

■講習実施団体お問合せ先一覧

ご希望の講習を実施する各担当団体の所在地をご確認の上、お申込みください。

また、受講申込書の配布及び申込方法、受付状況、講習会場の案内等については、講習を実施する各担当団体へお問い合わせください。

■都道府県建築土会

各都道府県土会・協会一覧	郵便番号	所 在 地	電話番号
(一社) 北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	011(251) 6076
(一社) 青森県建築士会	030-0803	青森市安方2-9-13	017(773) 2878
(一社) 岩手県建築士会	020-0885	岩手県盛岡市紺屋町4番28号	019(654) 5777
(一社) 宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町301番地3	022(298) 8037
(一社) 秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通2-3-8	018(827) 3718
(一社) 山形県建築士会	990-0825	山形市城北町1-12-26	023(643) 4568
(公社) 福島県建築士会	960-8043	福島市中町4-20	024(523) 1532
(一社) 茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町978-30	029(305) 0329
(一社) 栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市篠町1958-1	028(639) 3150
(一社) 群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	027(252) 2434
(一社) 埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(861) 8221
(一社) 千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央4-8-5	043(202) 2100
(一社) 東京建築士会	103-0006	中央区日本橋富沢町11-1	03(3527) 3100
(一社) 神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町2-22	045(201) 1284
(一社) 山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	055(233) 5414
(公社) 長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野字宮東426-1	026(235) 0561
(公社) 新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	025(378) 5666
(公社) 富山県建築士会	930-0094	富山市安住町7-1	076(482) 4446
(一社) 石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	076(244) 2241
(一社) 福井県建築士会	910-0854	福井市御幸3-10-15	0776(24) 8781
(公社) 岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市萩田南5-14-12	058(215) 9361
(公社) 静岡県建築士会	420-0033	静岡市葵区昭和町9-5	054(254) 9381
(公社) 愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19	052(201) 2201
(一社) 三重県建築士会	514-0003	津市桜橋2-177-2	059(226) 0109
(公社) 滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	077(522) 1615
(一社) 京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641	075(211) 2857
(公社) 大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町3-1-17	06(6947) 1961
(公社) 兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-6-11	078(327) 0885
(一社) 奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	0742(30) 3111
(一社) 和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市卜半町38	073(423) 2562
(一社) 鳥取県建築士会	680-0873	鳥取市の場2-86-1	0857(32) 8777
(一社) 島根県建築士会	690-0886	松江市母衣町175-8	0852(24) 2620
(一社) 岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	086(223) 6671
(一社) 広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47	082(244) 6830
(二社) 山口県建築士会	753-0072	山口市大手町3-8	083(922) 5114
(公社) 徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜2-10	088(653) 7570
(一社) 香川県建築士会	760-0018	高松市天神前6-34	087(833) 5377
(公社) 愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町4-1-5	089(945) 6100
(一社) 高知県建築士会	780-0870	高知市本町4-2-15	088(822) 0255
(公社) 福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	092(441) 1867
(一社) 佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	0952(26) 2198
(一社) 長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町5-34	095(828) 0753
(公社) 熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水1-3-7	096(383) 3200
(公社) 大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町1-3-31	097(532) 6607
(一社) 宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町2-12	0985(27) 3425
(公社) 鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-301	099(222) 2005
(公社) 沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原1-4-26	098(879) 7727

■都道府県建築士事務所協会

(一社) 北海道建築士事務所協会	060-0806	札幌市北区北6条西6-2	設計会館9F	011(788) 7650
(一社) 青森県建築士事務所協会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館5F	017(773) 1596
(一社) 岩手県建築士事務所協会	020-0016	盛岡市名須町18-16	建築会館	019(651) 0781
(一社) 宮城県建築士事務所協会	980-0011	仙台市青葉区上杉2-2-40	宮城県建築設計会館	022(223) 7330
(一社) 秋田県建築士事務所協会	010-0951	秋田市山王3-1-7	東カシビル6F	018(865) 1225
(一社) 山形県建築士事務所協会	990-0023	山形市松波4-1-15	山形県自治会館3F	023(615) 4739
(一社) 福島県建築士事務所協会	960-8061	福島市五月町4-25	福島県建設センター5F	024(521) 4033
(一社) 茨城県建築士事務所協会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館2F	029(305) 7771
(一社) 柏木県建築士事務所協会	320-0032	宇都宮市昭和2-5-26		028(621) 3954
(一社) 群馬県建築士事務所協会	371-0846	前橋市元総社町2-23-7		027(255) 1333
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建産連会館5F	048(864) 9313
(一社) 千葉県建築士事務所協会	260-0012	千葉市中央区本町2-1-16	千葉本町第一生命ビル2F	043(224) 1640
(一社) 東京都建築士事務所協会	160-0022	新宿区新宿5-17-17	渡辺ビル3F	03(3203) 2601
(一社) 神奈川県建築士事務所協会	231-0032	横浜市中区不老町3-12	加賀ビル2012F	045(228) 0755
(一社) 山梨県建築士事務所協会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設業協同組合会館2F	055(225) 1251
(一社) 長野県建築士事務所協会	380-0845	長野県長野市南長野西後町1597番地1	長野県表参道ビル6F	026(225) 9277
(一社) 新潟県建築士事務所協会	951-8131	新潟市中央区白山浦1-614	白山ビル6F	025(265) 4748
(一社) 富山県建築士事務所協会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館2F	076(442) 1135
(一社) 石川県建築士事務所協会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター5F	076(244) 5152
(一社) 福井県建築士事務所協会	910-0859	福井市日之出5-4-7	福井県建築会館3F	0776(54) 1552
(一社) 静岡県建築士事務所協会	420-0853	静岡市葵区追手町2-12	静岡安藤ハマザビル7F	054(255) 8931
(一社) 愛知県建築士事務所協会	460-0003	名古屋市中区錦1-18-24	いちご見ビル5F	052(201) 0500
(一社) 三重県建築士事務所協会	514-0037	津市東古河町8-17	システムビル4F	059(226) 4416
(一社) 滋賀県建築士事務所協会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	建設会館3F	077(526) 4476
(一社) 京都府建築士事務所協会	603-8163	京都市北区小山南大野町1	紫明会館1F	075(334) 5277
(一社) 大阪府建築士事務所協会	540-0011	大阪市中央区山農人橋2-1-10	大阪建築会館2F	06(6946) 7065
(一社) 兵庫県建築士事務所協会	650-0011	神戸市中央区下山手通5-9-18	古河ビル4F	078(351) 6779
(一社) 奈良県建築士事務所協会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館	0742(34) 8850
(一社) 和歌山県建築士事務所協会	640-8045	和歌山市卜半町38	建築士会館3F	073(432) 6539
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	680-0022	鳥取市西町2-102	西町フロインドビル	0857(23) 1728
(一社) 島根県建築士事務所協会	690-0886	松江市母衣町175-8	建築会館1F	0852(23) 2582
(一社) 岡山県建築士事務所協会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館3F	086(231) 3479
(一社) 広島県建築士事務所協会	730-0013	広島市中区八丁堀5-23	オガワビル2F	082(221) 0600
(一社) 山口県建築士事務所協会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館内	083(925) 6701
(一社) 徳島県建築士事務所協会	770-0847	徳島市幸町3-55	自治会館2F	088(652) 5862
(一社) 香川県建築士事務所協会	760-0018	高松市天神前5-18	ルモンド田中ビル3F	087(812) 3201
(一社) 愛媛県建築士事務所協会	790-0002	松山市二番町4-1-5	愛媛県建築士会館3F	089(945) 5200
(一社) 高知県建築士事務所協会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館3F	088(825) 1231
(一社) 福岡県建築士事務所協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館5F	092(473) 7673
(一社) 佐賀県建築士事務所協会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	建設会館内	0952(22) 3541
(一社) 長崎県建築士事務所協会	850-0874	長崎市魚の町3-33	長崎県建設総合会館4F	095(826) 7010
(一社) 熊本県建築士事務所協会	862-0976	熊本県中央区九品寺4-8-17	熊本県建設会館別館2F	096(371) 2433
(一社) 大分県建築士事務所協会	870-0016	大分市新川町2-4-48		097(537) 7600
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19	宮崎県建設会館4F	0985(29) 1188
(一社) 鹿児島県建築士事務所協会	890-0055	鹿児島市上荒田町29-33	鹿児島県建築設計会館	099(251) 9887
(一社) 沖縄県建築士事務所協会	901-2101	沖縄市西原1-4-26	沖縄建築会館	098(879) 1311

■講習主催団体お問合せ先一覧

問合せ先	郵便番号	所 在 地	電話番号
(公財) 建築技術教育普及センター本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	050(3645) 2717
(公社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝5-26-20	03(3456) 2061
(公社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀2-21-6	03(3552) 1281